

## 【本号の内容】

1. はじめに
2. 世界各国と日本におけるベトナム投資
3. 進出形態
4. 投資奨励と投資規制
5. 投資優遇政策
6. おわりに

株式会社DCo (DCo)はGCAサヴィアングループの一員として、M&A・事業再生に関する高い専門的知識と豊富な経験を有しており、高品質かつ広範囲のデューデリジェンス・サービスを提供するとともに、企業価値評価、会計・税務に関するストラクチャリング・アドバイス、ポストディールサポートまで幅広いサービスを提供致します。

詳しくは、<http://www.dco.kk.com>にて紹介しています。

## 新興国ベトナムへの投資の留意点

### 1. はじめに

近年、中国一極集中回避という観点から日系企業の東南アジア進出が再び加熱してきています。2015年にはASEAN経済共同体が始動し域内での輸入関税はゼロとなり、またアジア全体を結ぶ高速道路網が整備され、域内の生産・物流ネットワークも円滑に機能するようになっています。

中でも、中国とASEANの中間に位置する地理的優位性、共産党による一党独裁の安定した政治体制、豊富で優秀な労働力等を背景にして、日系企業のベトナム進出が増加傾向にあります。

ベトナムは2007年に世界貿易機関(WTO)に加盟しました。これによりアジア域内諸国に限らず世界との貿易を活発化させており、投資環境の改善も図られ今後のさらなるビジネスチャンス拡大が注目されています。そのような中、外国企業に対する規制緩和や投資優遇政策など外資の受入体制も改善されてきており、外国企業にとって魅力的な投資対象国としてベトナムが今注目されています。

今回のDCoNewsでは東南アジアの中でも「ベトナム」をとりあげ、ベトナム進出にあたっての投資上の留意点を簡単に説明します。

世界全体のベトナムへの投資額は鈍化しているものの、日本の投資額は増加している

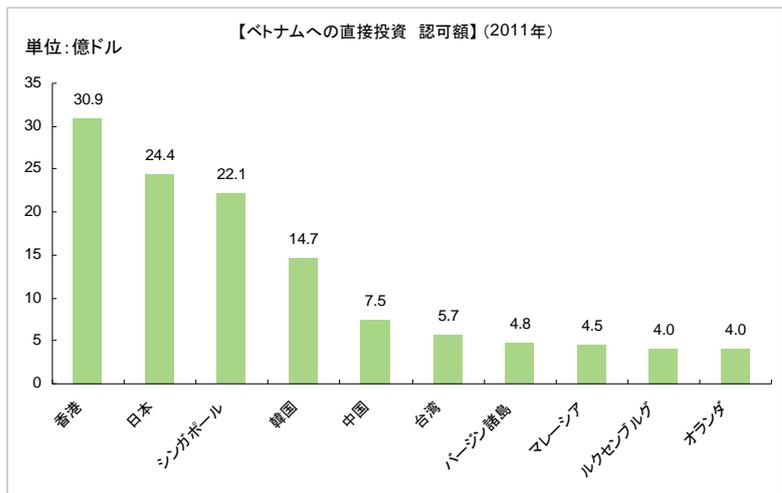
## 2. 世界各国と日本におけるベトナム投資

2008年のリーマンショックを契機に、ベトナムの実質GDP成長率は8%台から5~6%台へと減速しています。理由としては欧米での景気低迷を受けた輸出の伸び悩みやインフレ抑制のための政府による金融引き締め策によるものでありますが、これらの影響もあって世界全体のベトナムへの投資額はその後鈍化してきています。

一方で、表1は2011年の世界各国のベトナムへの直接投資額ですが、日本は香港に次いで2番目となっています。また、表2は2012年5月までのベトナムへの直接投資の累計額ですが、日本は1番となっています。

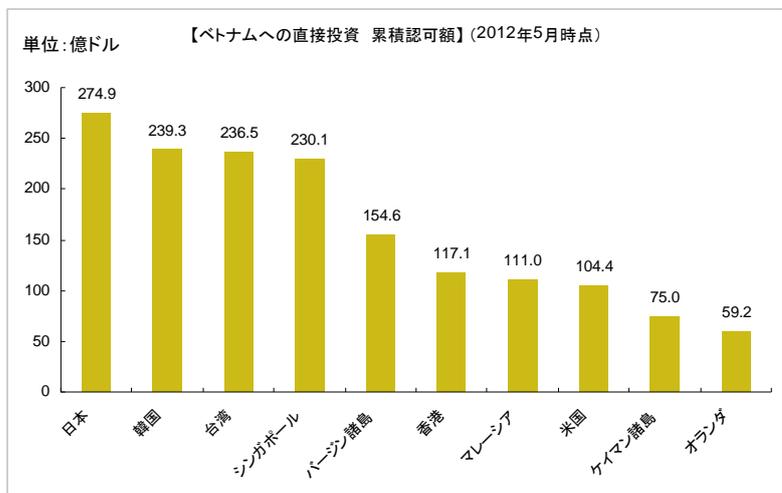
このように、諸外国からの投資が鈍る中、日本は積極的にベトナムへの投資を進めています。日本企業にとっては魅力的な市場であり、ベトナム企業にとっても資金面での援助等、ビジネスパートナーとしての受入れメリットがあり、両国のニーズがマッチしていることによりベトナム投資が増加しているものと思われます。

表 1



(出典: 外務省)

表 2



(出典: 外務省)

複数の進出形態が考えられ、自由度が高まっている。

### 3. 進出形態

2006年7月1日、WTO加盟準備のため、内外格差撤廃という観点から従前の「外国投資法」が廃止され、「共通投資法」が施行されました。旧外国投資法に比べ、外国投資家にとっては自由度が高まったものとなっています。

投資形態一つとっても多様な形態が可能となっており、出資比率も原則自由となっています。また、企業形態に関しても従来は有限会社のみでしたが、株式会社形態も可能となっています。共通投資法に基づき、外国投資家のベトナムへの進出形態として、以下の形態による投資が認められています。

- ① 100%外資企業、
- ② 合弁企業
- ③ BCC 契約(事業協力契約)
- ④ BOT、BTO、BT 契約
- ⑤ 間接投資(M&A)

上記のほか、共通投資法では規定されていませんが、支店や駐在員事務所を設立することも可能です(表3参照)。

日本企業の進出タイプとしては、従前までは輸出加工型の生産工場(100%外資企業)が多くを占めていましたが、近年は販売・サービス関係での新規進出や、輸出のみならずベトナム国内での販売を志向する動きも広がってきています。

表 3

|    | 100%<br>外資企業                  | 合弁企業                                  | BCC 契約   | BOT,BTO,BT<br>契約  | 間接投資(M&A)  | 支店・駐在員事<br>務所  |
|----|-------------------------------|---------------------------------------|--|---|--|--|
| 内容 | 外国投資家が全額出資し会社を設立する形態(複数投資家可能) | 合弁契約に基づき外国投資家とベトナム企業の双方出資により会社を設立する形態 | 法人格を有する形態ではなく、ベトナム企業と外国投資家が契約においてその利益や資産の共有をなす形態 | ベトナム政府機関と外国投資家の間で契約を締結する形態<br><br>外国投資家は全額出資もしくはベトナム政府と共同出資により会社を設立 | 合併、買収(株式取得もしくは出資持分の取得、事業譲受)の形態<br><br>証券法、その他関連法に従う  | 銀行等による支店開設等<br><br>駐在員事務所は市場調査や情報収集等の管理を目的とし、営業活動は認められていない       |
| 補足 | 一部のサービス分野では100%外資が規制されている     | —                                     | 政府が規制している特定の事業(通信事業等)への投資や、天然資源の採掘等の共同事業の際に用いられる | 道路や港湾、空港、鉄道、電力、水道などインフラに関する建設事業で用いられる                               | 外国投資家の上場会社に対する出資比率は最大49%に限定<br><br>出資可能比率は投資分野により異なる | 支店は、金融機関、法律事務所等一部の業種のみ認められている<br><br>駐在員事務所は本国で1年以上事業を行っていることが必要 |

一部の分野に関しては投資規制が残っているものの、積極的な投資奨励策を進めている

#### 4. 投資奨励と投資規制

ベトナムでは、基本的に一部において明示されている分野を除き、事業やその出資の保有比率に関して制限を設けることはせず、外国投資家がベトナム企業に資本を投下して株式取得することが認められています。

ベトナム政府も積極的な投資奨励策を進めており、投資奨励分野として共通投資法の施行細則の Appendix I において、「リスト A」「リスト B」として規定されています。主に、新技術、インフラ整備などが対象となっています(表 4)。

表 4

| 特別投資奨励分野 (リスト A)  | 投資奨励分野 (リスト B)   |
|---|--|
| 1. 新素材、新エネルギー、ハイテク製品、バイオテクノロジー製品の製造、IT、機械製造(検査、制御、工業用ロボット等)                 | 1. 新素材、新エネルギー、ハイテク製品、バイオテクノロジー製品の製造、IT、機械製造(防音や電電気・熱の絶縁素材、非鉄金属、鋳型、医療設備等) |
| 2. 養殖、飼育、農林水産物の加工(植林、未開発耕地での飼育、農産物の生産等)                                     | 2. 養殖、飼育、農林水産物の加工(医薬頻用植物の育成、果物飲料の生産、家畜飼料の生産等)                            |
| 3. ハイテク、先進技術の適用、生態環境保護、ハイテク技術の調査・開発(ベトナムで使用されていない高度技術、新技術の適用、環境汚染の処置、環境保護等) | 3. ハイテク、先進技術の適用、生態環境保護、ハイテク技術の調査・開発(石油流出に対応する設備、廃棄物処理設備の生産等)             |
| 4. 労働集約型産業(常時 5,000 人以上雇用)  | 4. 労働集約型産業(常時 500~5,000 人前後雇用)   |
| 5. 工業区のインフラ建設・運営、重要プロジェクト   | 5. インフラ施設の建設(協同組合事業や地方のコミュニティに貢献するインフラの建設、一般用・工業用の浄水・水供給システム等)           |
| 6. 教育、訓練センター(スポーツ強化、障害者用等)、ヘルスケア関連  | 6. 教育・訓練センター、ヘルスケア関連、ベトナム文化の発展(教育施設の建設、病院建設等)                            |
| 7. その他の製造・サービス(R&D 投資、工業団地・経済区に勤務する労働者の宿泊施設)                                | 7. 伝統産業の発展   |
|   | 8. その他の製造・サービス(公共輸送の発展等)   |

(出典: 共通投資法施行細則 Appendix I より作成)

投資奨励分野のみならず投資奨励地域も以下のように規定されています。

##### 【投資奨励地域】

- ① 特に社会的経済的な条件が困難な地域
- ② 社会的経済的な条件が困難な地域
- ③ 工業団地、ハイテク区、輸出加工区、経済区

このような投資奨励政策がある一方で、一部の分野に関しては依然として投資規制が存在します。

投資規制としては、①条件付で投資が認められている分野、②政策的に投資が禁止されている分野、の2点があります。

表5 条件付で投資が認められている分野

| 内外共通                       | 外国投資                                      |
|----------------------------|---|
| 1. 国防・国家安全、公序及び安全に影響を与える分野 | 1. 放送、テレビ                                 |
| 2. 銀行及び金融分野                | 2. 文化的製品の生産、出版、流通                         |
| 3. 国民の健康に影響を与える分野          | 3. 鉱物資源の探鉱・採掘                             |
| 4. 文化、情報、報道及び出版            | 4. 通信ネットワーク・インフラの構築、インターネットや通信サービスの提供     |
| 5. 娯楽サービス                  | 5. 公的郵便ネットワークの構築、郵便・速達サービスの提供             |
| 6. 不動産業                    | 6. 港湾、ターミナル、空港の建設・運営                      |
| 7. 天然資源、自然環境に関する調査、開発、及び採掘 | 7. 鉄道、空路、道路、海路での物資・顧客の輸送、国内海運             |
| 8. 教育訓練                    | 8. 漁業                                     |
| 9. 法令に定めるその他の分野            | 9. タバコ製造                                  |
|                            | 10. 不動産事業                                 |
|                            | 11. 輸出入、流通業                               |
|                            | 12. 教育、訓練                                 |
|                            | 13. 病院、クリニック                              |
|                            | 14. その他、ベトナムが締結している国際条約で外国投資家へ市場を制限しているもの |

(出典：共通投資法施行細則より作成)

なお、政策的に投資が禁止されている分野は以下のとおりです。

#### 【投資禁止分野】

- ① 国防、国家安全及び公共利益を侵害する事業
- ② 歴史遺跡、文化、習慣、道徳を損なう事業
- ③ 国民の健康を害したり、資源・環境を破壊したりする事業
- ④ ベトナムに持ち込まれた有害廃棄物を処理する事業、国際条約で禁止された有害化学物質を製造・使用する事業
- ⑤ その他法律で禁止されている事業

外資誘致のために様々な投資優遇政策がとられている。

## 5. 投資優遇政策

ベトナムでは外国からの投資を優遇する様々な政策が採られています。優遇措置の適用にあたっての条件は業種や地域により異なり、優遇措置としても、法人税の減免、土地リース料の減免、関税の減免など多岐にわたりますが、今回は法人税に関する優遇措置を簡単に説明します。

ベトナムの現行の法人税の標準税率は25%です。一方で、投資誘致の観点から2014年にも23%へと改正される動きが見られています。

原則として、内国法人、外国法人ともに25%の法人税が課されますが、新規投資企業には一定の優遇措置が設けられています(表6)。

表6 法人税の優遇措置

| 法人税率 | 分類   | 適用期間<br>(※1) | 免税期間<br>(※2) | 50%減税期間<br>(※3) |
|------|--|--------------|--------------|-----------------|
| 25%  | 標準税率   | 全期間          | —            | —               |
| 20%  | 農業関連事業を行う協同組合及び共済組合  | 全期間          | —            | —               |
|      | 社会経済的に困難な地域に投資する企業   | 10年間         | 2年間          | 4年間<br>(10%)    |
| 10%  | 特に社会経済的に困難な地域ならびに首相決定に基づく経済区、ハイテク区に投資する企業                                  | 15年間         | 4年間          | 9年間<br>(5%)     |
|      | 以下の分野に投資する企業<br>・ ハイテク産業、科学研究、技術開発<br>・ 特に重要なインフラ設備事業<br>・ コンピュータ・ソフトウェア開発 | 15年間         | 4年間          | 9年間<br>(5%)     |
|      | 教育、研修、職業訓練、技術訓練、医療保険、文化、スポーツ、環境分野で事業展開する企業                                 | 全期間          | 4年間          | 5年間<br>(5%)     |

※1 営業開始後

※2 課税所得発生後

※3 ( )内は減税期間終了後の税率

## 6. おわりに

昨今ベトナムではインフレが国民を悩ませています。政府によるインフレ対策として金融引き締めが行われたことによりベトナム企業は苦境に立たされ、その後一定の金利引き下げ策を講じたとはいえ、経済の状況は大幅に好転したとまでは言えないでしょう。

こうした中、ベトナムでは多くの企業がこの苦境を乗り切るため、他社との連携を図り、M&A という形でこの景況悪化を乗り切る活発な動きが見られます。ベトナム市場に進出しようとする外国投資家にとっては好機とも言えるでしょう。

ベトナム企業の買収においては、従業員の不正や二重帳簿など様々な問題が出てくるため、M&A プロセスの中でもとりわけデューデリジェンス（事前詳細調査）が極めて重要といえます。また、新興国ではコンプライアンスの意識が低いことから、コーポレートガバナンスの欠如や透明性の欠如などが典型的な問題として出てくることが多く、投資企業が何らかの形で買収先の企業を支援することが必要になってきます。言い換えると、買収後の経営を見据えた体制作りをどうしていくかを事前に検討しておくことが肝要と言え、プロセスの早い段階から PMI（ポストマージャーインテグレーション）を意識してプロジェクトを進めることが成否を左右すると言っても過言ではないと思われます。

ベトナムは 2030 年には人口が 1 億人を突破する見込みとも言われています。ベトナムは親日国でもあり日本との親和性は高く、日本企業のアジア戦略の中でその重要性は益々高まってくるものと思われます。日本企業のさらなるベトナム進出が進むことにより、ベトナムの経済発展に寄与するだけでなく、日本企業の新たな市場獲得という効果を通じて、「日本」と「東南アジア」ではなく、同じ「アジア」の国として両国が成長していくことを願っています。

お問い合わせ先:

株式会社 DCo

小林 武司    ヴァイスプレジデント    tkobayashi@dcokk.com